

志布志市 都市公園（鉄道記念公園、大浜緑地）

トライアル・サウンディング実施要領

志布志市 建設課 都市計画グループ

目 次

1	概 要	2
2	目 的	2
3	期待される効果	2
4	対象施設の概要	3
5	トライアル・サウンディングの流れと主な手続き	4
6	暫定利用者の資格要件等	5
7	提案の要件	6
8	実施期間・時期	7
9	応募方法	7
10	申込先・連絡先	8

1 概 要

トライアル・サウンディングは、市が利活用を検討する公共施設において、暫定利用を希望する民間事業者等（以下、暫定利用者）を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。一定期間、暫時的に事業を試行することで、本市は公共施設等の市場性を把握でき、活用の方向性が検討しやすくなる一方で、民間事業者等はニーズや収益性、使い勝手の検証を経て事業性を確認することができます。

この結果、公共施設等の持つポテンシャルを最大限に生かした魅力ある活用がなされ、公共施設等を市民や利用者にとって身近で、より親しみのある場所とすることを目指しています。

2 目 的

「鉄道記念公園」と「大浜緑地」は、市民や観光客が公園を憩いの場として利用する都市公園で、志布志市都市計画マスタープランでは、当該場所は、“市街地ゾーン”の“交流拠点”として位置付けられており、駅前の賑わい創出をつくるための重要な施設です。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化や市民ニーズ多様化が進む中、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画や公共施設等総合管理計画でも掲げる、“公有財産の有効活用”が求められています。

そこで、持続可能な行財政運営とサービス向上を目指すためにも、暫定利用者の皆様に、この公園を利用していただき※1、市との対話（サウンディング）を通じながら、実際の集客性や採算性等を確認し、Park-PFIをはじめとする官民連携手法の導入に向けた条件を検討するとともに、具体的かつ実現性の高い方針の検討を官民一体となって推進することを目的としています。

なお、最終的な利用者の募集は別途行うこととし、トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の選定プロセスに一切の影響を及ぼすものではありません。

※1 いずれか一方の利用も可

3 期待される効果

(1) 参加事業者のメリット

- ア 暫定利用のため、少ないコストで参画できます
- イ 提案内容が、公園利用者のニーズとマッチングしているか、採算性をあるか等を把握することができます
- ウ 暫定利用による実績を通じて、市への意見や要望等を伝えることができます

(2) 本市のメリット

- ア 対象施設の市場性などを把握することができます

- イ 暫定事業者の皆様の自由な発想に基づく提案により、公園利用者にとって魅力的な空間を創出することができます
- ウ 事業者の皆様が求める条件、要望等を把握することができ、今後の事業展開に役立てるとともに、官民連携事業の機運の醸成が図れます

4 対象施設の概要

施設名称	大浜緑地	鉄道記念公園
所在地	志布志市志布志町 志布志 3219 番地 6	志布志市志布志町 志布志三丁目 26 番 1 号
公園区分	都市緑地	近隣公園
公園敷地面積	約 13.3ha	約 0.9ha
用途地域	なし	第一種住居地域
トイレ	2 か所	1 か所
駐車場台数	38 台	45 台
その他	・ R 7 以降、遊具（インクルーシブ）導入及び駐車場増設予定があります	・ SL 及びディーゼル車が常設展示しています ・ 子育て支援センターが公園内にあります



5 トライアル・サウンディングの流れと主な手続き

No.	項目	内容
1	事前相談、 現地調査 (現地調査は希望者のみ)	- 市と日程調整の上、随時、事前相談等が可能です ※暫定利用申請前に、必ず事前相談をお願いします ※通常、都市公園内は市条例等により火気の使用が制限されているが、今回は実証実験として、利用の提案も可能とするものの要調整とします ※動物利用や臭気発生の恐れがある場合も調整が必要です 【必要書類】 ▪ 【様式1】事前相談申込書 ▪ 利用想定資料
2	暫定利用申請	- 暫定利用を希望する方は、提案内容等を申請します。 【必要書類】 ▪ 【様式2】暫定利用申込書 ▪ 【様式3】誓約書
3	内容審査	- 申請内容を建設課にて審査し、採用となった場合には、別途通知します - また、必要に応じ、ヒアリングを実施します。
4	使用許可、 使用料等減免 手続き	- 提案内容等が採用された暫定利用者には、事業実施に必要な使用及び使用料等の減免許可に必要な書類を提出していただきます 【必要書類】 ▪ 【都市公園内行為許可申請書】 ▪ 【使用料等減免申請書】
5	暫定利用の実施	- 使用許可内容に応じた利用を実施します - 利用期間は、原則1日以上です ※各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります
6	実績報告 提出	- 暫定利用終了後は、利用実績等の報告を提出します 【必要書類】 ▪ 【様式4】実績報告書 ▪ 利用状況が分かる資料（写真、売上等資料など）
7	ヒアリング	- 実績報告の提出後、最適な利用方法の検討のため、実施状況等に関するヒアリングを実施します ※ヒアリングに応じることを暫定利用の条件とします

6 暫定利用者の資格要件等

(1) 暫定利用者の参加要件

- ア 暫定利用者は、事業内容を実行できる意志と能力（運営力、財産力等）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、または各種団体等であること
- イ 暫定利用者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に暫定利用者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること
- ウ 暫定利用者は、管理者（市）との協議・調整が可能な能力を有し、暫定利用に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者であること

(2) 暫定利用者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、暫定利用者及び暫定利用者の構成員になることができません。

なお、応募後においても同様の取扱いとします。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- イ 利用申請書提出時点で、志布志市建設工事等指名停止に関する規則に基づく指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、または、民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する団体またはその構成員
- オ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 市税等を滞納している者
- キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

(3) 暫定利用に関する留意事項

ア 公園使用料

公園使用料については、使用料等減免手続きを行った場合、原則、事業実施にかかる電気・水道料等の実費部分を除き、無料とします。ただし、利用形態によっては、費用が発生する場合がございます。

イ その他の費用負担

暫定利用に関する費用は、原則、暫定利用者の負担とします。

また、暫定利用にて発生したゴミ（公園利用者に提供したサービスで発生したゴミも含む）の回収処理及びそれに係る費用についても暫定利用者の負担とし、各種申請や保険加入等に係る費用も暫定利用者の負担とします。

ウ 現状回復

暫定利用後は現状回復とし、これに係る費用は、暫定利用者の負担とします。

エ 提出書類の取り扱い、著作権等

提出書類の著作権は、暫定利用者に帰属しますが、提出書類は返却しないものとし、また、暫定利用者の書類及びその内容については、提案審査以外では暫定利用者に無断で使用しないものとして取り扱います。

オ 第三者の権利に関する事項

暫定利用の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った暫定利用者が負うものとし、また、暫定利用にあっては、事前に暫定利用者の責任において関係法令等を確認することとし、万が一、事業実施時における法令に適合せず違法行為となった場合の責任についても、暫定利用者に帰属することとします。

カ 法令等の遵守

また、暫定利用にあって知り得た情報を、許可なく第三者に伝えることを禁止します。

キ その他

暫定利用希望が重複する際は、暫定利用申請かつ事前相談が早い方を優先することとします。また、各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。あらかじめ御了承ください。そのほか、BGMを流す場合は音量に配慮する等、周辺環境への十分な配慮をお願いします。

(4) 失格事項

暫定利用者が、次のいずれかに該当する場合は、直ちに許可取消とします。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 本要領に定める手続きを遵守しない場合

7 提案の要件

(1) 提案内容

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ・ 提案内容は、実施期間中の一時的なイベントではなく、今後の継続的な事業展開を念頭にした利用であること
- ・ 利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること
- ・ 確実に実施できる利用内容であること

- ・ 実施にあたって市の財政負担を求めるものでないこと

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ・ 公衆の利用を著しく制約する恐れがあるもの
- ・ 騒音や悪臭等によって公園利用者、周辺の居住者に著しい迷惑を及ぼすおそれ、または、著しく周辺環境を損なうことが予想されるもの
- ・ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供など
- ・ 公園を損傷し又は汚損する恐れがあるもの
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する指定暴力団等の活動
- ・ 公園利用者間の利害の調整を図ることが困難であるもの
- ・ 公園の秩序維持、管理及び監督に支障があるもの
- ・ 宗教または政治活動、かつ、その活動と推測されるもの
- ・ その他、本事業の目的に外れると判断するもの

8 実施期間・時期

(1) 実施期間

令和6年11月18日（月） から 令和7年5月31日（土） まで

(2) 実施時間

特に定めませんが、周辺環境に配慮した時間での利用とします。

また、各種イベントやグランドゴルフ等の利用と重なった場合や予約状況によっては、日時や場所の変更をお願いする場合があります。あらかじめ御了承ください。

(3) 利用期間

1つの提案事業につき、原則30日以内とします。

利用期間の延長については、提案内容や応募状況を踏まえ、市と協議し決するものとします。

9 応募方法

(1) 提出書類

ア 事前相談、現地調査時

※暫定利用申請前に、必ず事前相談をお願いします

※現地調査は、希望者のみとします

- 【様式1】事前相談申込書
- 利用想定資料

イ 申込時

- 【様式 2】 暫定利用申込書
- 【様式 3】 誓約書
- 利用計画資料

ウ 利用決定後

- 【都市公園内行為許可申請書】
- 【使用料等減免申請書】

エ 質疑がある場合

- 【様式 5】 質問書

質疑については、質問書にて受け付けます。

回答によっては、他の暫定利用者などと共有することが望ましいと、市が判断した場合は、市ホームページで公表します。

オ 暫定利用終了後 2 週間以内

- 【様式 4】 実績報告書
- 利用状況が分かる資料（写真、売上等資料など）

利用期間中、市が実施するモニタリング調査に、暫定利用者は協力することに加え、暫定利用期間終了後、暫定利用者は、利用実績をまとめ、上記書類を提出するものとします。

(2) 提出受付期間

令和 6 年 11 月 18 日（月）から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで

※事業内容の審査や使用に関する許可等の事務手続きに時間を要するため、事業実施予定日に余裕を持ち提出ください。

(3) 提出方法

書類の提出は、持参、メールまたは郵送で受け付けます。

メール提出の場合、メール件名冒頭に、以下のとおり入力をお願いします。

(例) 暫定利用申込：【暫定利用申込】 申込者（団体名）
事前相談申込：【事前相談】 申込者（団体名）
質 問 ：【質 問】 申込者（団体名）

10 申込先・連絡先

志布志市役所 建設課 都市計画グループ（担当：福岡、加世田、坂口）

住 所：〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号

T E L：099-472-1111（内線 464、465） F A X：099-472-1441

メール：tosikei@city.shibushi.lg.jp



お問い合わせ先

志布志市役所 建設課 都市計画グループ

住 所：〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

T E L：099-472-1111（内線 464、465）

F A X：099-472-1441

ー ル：tosikei@city.shibushi.lg.jp
